

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

R2.5.20 第1回協議会

令和3年度

資料No.7-2

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)	
三条市	越後交通株式会社	(1) 福沢線	福沢	駒込	長沢駅跡	往 14.3km 復 14.3km	207日	621.0回		路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(長沢駅跡)	③	
		(2) 高校生通学ライ ナーバス	東三条 駅前		県央工 業高校	往 4.7km 復 4.7km	207日	62.01回		路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③	
		(7) 市内循環バス 南コース	東三条 駅前		東三条 駅前	往 25.4km 循環	239日	1695.0回		路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③	
		(8) 市内循環バス 北コース	三条営 業所		東三条 駅前	往 20.4km 循環	239日	239回		路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③	
		(9) 市内循環バス 嵐南コース	東三条 駅前		東三条 駅前	往 12.7km 循環	239日	717.0回		路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③	
		(10) 市内循環バス 嵐北コース	東三条 駅前		東三条 駅前	往 11.7km 循環	239日	717.0回		路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③	
	株式会社エス・タクシー 三条タクシー株式会社 中越交通株式会社 日の丸観光タクシー株式 会社	(3)				往 km 復 km				区域運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③	
		(4)	三条市デマ ンド交 通ひめさ ゆり		三条市		往 km 復 km	362日	57877回		区域運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③
		(5)				往 km 復 km				区域運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③	
		(6)				往 km 復 km				区域運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③	

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。